

教職をどのように意識させるか

— 教員養成課程における「学校教育相談論」の展開 —

How is it made conscious of the teaching profession? :

Deployment of the “school education consultation theory” in a teacher training course

中 澤 幸 子*

NAKAZAWA Sachiko

要約：学校の中での行われる教育相談である学校教育相談は、教育実践の中で学習指導と併せて、学校内の全ての教師が行う職務として重要な位置づけにある。そのため、大学の教員養成課程においてもその基礎的な知識や技能を伝え、教職として意識させることが求められており、本学においては、教員養成課程における必須科目として「学校教育相談論」が設定されている。教師を目指す学生たちに、教職としての学校教育相談についてどのように伝え、その重要性を意識させたらよいか。筆者は、「学校教育相談論」の授業を行うにあたり受講学生の実態を調べ、授業の構成を考え、展開し、学生の理解と評価を実施した。これらのことから、教職として意識を持たせるための「学校教育相談論」の展開について考察した。

キーワード：学校教育相談論 教職 教員養成課程

I. はじめに

学校教育相談は、学校内において教師が行う教育相談である。学校教育相談という言葉を知ると、どのようなことをイメージするか。「学校教育相談論」の授業の最初に受講学生にこの問いかけをすると、「学校（小学校・中学校等）に時々スクールカウンセラーが来ていた。その人たちが、不登校やいじめ、クラスに適應できていない等の問題を抱えている子どもの相談をすること。」という回答が多くの子供からきかれる。

平成19年7月の文部科学省の「児童生徒の教育相談の充実について－生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり－（報告）」で、「現代社会の変容の中で、家庭の教育力や地域の機能が低下するとともに、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向も見られる。こうした様々な問題に対して、学校が対応しなければならない状況になっている。また、社会の変化は、教員や児童生徒にもストレスの増大を招いている。」という現代の児童生徒をめぐる状況が伝えられた。そのような状況にある児童生徒の視点から「様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、きめ細かく対応するためには、学校とともに、多様な専門家の支援による相談体制をつくっていくことが大切である。（文部科学省、2007）」といった教育相談の在り方を示し、「教育相談は、学校における基盤的な機能であり、教育相談を組織的に行うためには、学校が一体となって対応することができる校内体制を整備することが必要であるとともに、教育相談に対する教員一人一人の意識を高めることが必要である。（文部科学省、2007）」といった教育相談に関する校内体制の充実の必要性が提示された。

このように、学校における教育相談は特別な児童生徒の特別な問題解決を図るための機会ではない。確かに、いじめ、不登校、家庭の養育力や教育力の低下、児童虐待の深刻化、少年犯罪の低年

* 非常勤講師

齢化，ネット犯罪の急増など，近年の教育を取り巻く課題は多様化・深刻化している。そして，学校では多くの教師がこれらの問題に対して日々苦慮し，様々な努力をしている事実は避けることはできない現状である。このような教育上の諸問題への対応も含めて，全ての教職員が全児童生徒を対象者として対応するのが学校における教育相談の考え方である。

さらに同報告（文部科学省，2007）の中では「学校における教育相談は，決して特定の教員だけが抱えて行う性質のものではなく，相談室だけで行われるものでもない。また，児童生徒の相談内容は，心身の成長過程における身体的特徴や性格，友人関係，学業の成績や部活動，将来の進路に関する事，家庭生活や病気に関する事など多種多様である。したがって，教育相談は，学校の教育活動全体を通じて，また全ての教員が様々な時と場所において，適切に行うことが必要である。」と記述されている。このように学校内の全ての教師が「教える」という学習指導の技術と並行して，「認め，受けとめる」といった教育相談を行うことが，教育実践に含まれるのである。つまり，全ての教師の職務として学校教育相談が位置づけられており，その知識や技能を持って対応することが求められているのである。

このような学校における教育相談についての基礎的な知識や技能を伝え，教職として意識させることは教員養成の段階から必要である。本学においてはそれを学ぶ場として「学校教育相談論」の授業が設定され，教員養成課程の学生には必須科目とされている。そのため，本科目の受講学生のほとんどは教員養成課程に在籍し教員免許の取得を目指している学生たちである。とはいえ，その多くの学生は教育実習前であり，教師と言う立場で児童生徒にかかわることが未経験な学生である。また，文頭にも述べた様に，学校教育相談は教員ではなくてスクールカウンセラー等の専門家がするものであるという認識を持った学生たちである。このような学生に，教職としての学校教育相談についてどのように伝え，その重要性を意識させたらよいか。筆者は「学校教育相談論」の授業を実施するにあたり，初回授業時に学生の学校教育相談に関する経験について調査を行い，それに基づいて詳細内容を構成し，実際の授業を展開した。そして最終授業の際に「学校教育相談について理解できたことは何か」について改めて尋ねた。以上の実践から，本稿においては，教職として意識を持たせるための「学校教育相談論」の展開について論じることとする。

Ⅱ. 大学の授業の限界と可能性

1. 学生の概要

(1) 学生の属性

平成26年度前期の本科目の受講学生は，履修申告者名簿においては，教育人間科学部153名（1年生1名，2年生121名，3年生26名，4年生4名），他の学部等12名（2年生10名，3年生2名，大学院生1名）であった。これらの学生が教師という立場を意識して子どもと接する経験の機会は，2年生時に「介護等の体験」，3年生時に小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等での「教育実習」が実施予定とされている。

(2) 教育相談に関する経験

具体的な授業内容や方法を検討するための資料として，「学校教育相談論」の授業の初回に，学生の教育相談に関する経験について調査を実施した。方法及び結果は以下の通りである。

①方法

「学校教育相談論」初回（平成26年4月17日）の授業内にて上記の2つの質問を記した調査用紙を配付，記入，回収を行った。実施の際，得られた回答の研究等への使用の説明は口頭で行い，調査用紙の提出をもって，その承諾を得られたこととすることも伝えた。調査用紙に提示した内容は

以下の通りである。

幼・小・中・高校を思い出し、以下の質問に答えて下さい。(自由記述)

質問1. 学校生活等のことで困ったとき、誰に相談しましたか？

質問2. 学校教育相談で、相談したことはありますか？できればその内容も書いてください

②結果

164名から回答用紙が提出され、全てが有効回答であり、分析対象とした。各質問毎の結果は次の通りである。

質問1. 学校生活等のことで困ったとき、誰に相談しましたか？

誰かに「相談した経験がある」のは153名(93.3%)であり、「相談しなかった」という回答も11名(6.7%)であった。

誰かへの「相談した経験がある」の相談の相手は「家族」「学校の友だち等」「学校関係者」「その他」に分類した。その結果は以下の通りである。

a. 「家族に相談した」は116名(70.7%)であった。そのうち、「親へ相談」101名、「親や兄弟姉妹に相談」9名、「親や祖父・祖父等へ相談」5名、「兄弟姉妹のみに相談」1名であった。

b. 「学校の友だち等に相談した」は100名(61.0%)であった。その内、「友だちへ相談」が96名、「友だちや先輩に相談」3名、「恋人に相談」が1名であった。

c. 「学校関係者に相談した」は98名で(60.0%)あり、その内、「教師に相談」が94名、「教師やスクールカウンセラーに相談」が4名であった。

d. その他は5名であり、その内4名が「塾の先生へ相談」、1名が「親の友だちへ相談」であった。

質問2. 学校教育相談で、相談したことはありますか？できればその内容も書いてください

何らかの学校教育相談をした「経験あり」は103名(62.8%)であり、学校教育相談の「経験なし」との回答が54名(32.9%)、「記述なし」が7名(4.3%)であった。

何らかの学校教育相談をした「経験あり」の学生の相談内容は、全部で156件の回答が示された。その内容は以下の通りである。

a. 「進路に関する内容」89件(57.0%)。

b. 「(いじめ等を除く)人間関係に関する内容」27件(17.3%)

c. 「学習に関する内容」22件(14.1%)

d. 「いじめ・不登校等適応上の問題に関する内容」11件(7.1%)

e. 「家庭に関する内容」4件(2.6%)

f. 「健康に関する内容」2件(1.3%)

g. 「教師に関する内容」1件(0.6%)

2. 大学の授業の限界

以上の受講学生の状況を含めて、大学の授業で「学校教育相談論」の授業を実施するにあたり次のような限界が考えられる。

受講学生数は166名と多数である。その内1・2年生が約8割であり、ボランティア等で小学校・中学校等での教育現場に接する経験を持っているかもしれないが、教育実習はまだ行っておらず、教師としての立場から児童生徒とかわることが未経験な学生である。3年生は本科目受講中に約3週間の小学校・中学校等での教育実習が実施され教育者としての経験の機会が得られる。4年生のみが教育実習経験をもっている。つまりほとんどの学生が、本授業が始まった時点では教育者としての児童生徒へのかかわりが未経験である。

そして、受講学生の多くが、学校生活等のことで困ったとき、誰かに相談した経験はもっていた。

しかし、その相談者は学校関係者よりも家族や友だち等の方が多く傾向がみられた。学校生活等のことで困っていても、相談する相手は必ずしも学校関係者でなかったこと、つまり、教師が相談者として十分な対象ではなかったことが推測された。

そして約6割程度の学生は何らかの学校教育相談の経験があるが、約3割の学生はその経験がなく、学校教育相談のイメージが持ちにくいと考えられた。また、学校教育相談経験のある学生の相談内容からその約6割弱が自身の進路に関することであり、いじめ・不登校・虐待等の近年の教育上の諸問題の状況にほとんどの学生が直面したことがないことが考えられる。

また、本科目の受講学生数は多数であるため、一人一人へのきめ細かい配慮を行った授業を展開することは難しいことが考えられる。

3. 大学の授業の可能性

受講学生は現在も発達途上にある若者であり、様々な面で確立されていない反面、柔軟な思考力・想像力がある。そして、学生自身の児童生徒（小学生・中学生・高校生等）の頃の記憶はまだ新しく、その発達段階でどのような悩みや課題等を持っていたのかが振り返りやすく、それらの相談に対してどのような支援や対応を望むか、ということ想像しやすい年代である。また、多数の受講学生一人一人に合わせた授業が難しい反面、多くの意見や考えを得ることが可能であり、集団の力を活用した授業を展開することが可能であると考えられる。

Ⅲ. 「学校教育相談論」の構成と展開

本年度（平成26年度）の「学校教育相談論」の授業は、「学校教育における教育相談の基礎的知識の理解」「児童生徒の理解」「カウンセリングの基礎的知識及び技法の理解」「児童生徒の諸問題に対する予防・対処方法の理解」の4区分に分け、授業内容を計画した。

具体的な授業の構成においては、受講学生の実態から、以下の内容が必要であると考えた。

- ・学校教育相談に関する基礎的な知識を伝えること
- ・学校教育相談の実際の様子をイメージさせること
- ・学校教育相談に必要な方法・技法を具体的に伝えること
- ・教師の立場になって学校教育相談を考える機会を作ること
- ・学校教育相談に関する多くの意見、考えを知る機会を設定すること

以上から、「講義」「事例検討」「実技」という3種類の形態を授業の中で構成し、展開を試みた。

その授業内容及び構成（カッコ内に記載）は、次の通りである。

授業内容

「学校教育における教育相談の基礎的知識の理解」

- | | | |
|-----|------------------|-----------|
| 第1回 | ガイダンス・学校教育相談とは何か | (講義・調査) |
| 第2回 | 学校教育相談の意義と特徴 | (講義・事例検討) |

「児童生徒の理解」

- | | | |
|-----|-----------------|-----------|
| 第3回 | 学校における子ども理解の在り方 | (講義・事例検討) |
| 第4回 | 学校における子ども理解の方法 | (講義・事例検討) |
| 第5回 | 子どものストレスと対処 | (講義・事例検討) |

「カウンセリングの基礎的知識及び技法の理解」

- | | | |
|-----|--------------|------|
| 第6回 | カウンセリングの基礎理論 | (講義) |
|-----|--------------|------|

第7回	カウンセリングのプロセス	(講義・実技)
第8回	カウンセリングの技法	(講義・実技)
第9回	開発的・予防的カウンセリング	(講義・実技)
「児童生徒の諸問題に対する予防・対処方法等の理解」		
第10回	コンサルテーションの基礎	(講義・事例検討)
第11回	学校教育相談の実際(1) 集団不応	(講義・事例検討)
第12回	学校教育相談の実際(2) 発達障害	(講義・事例検討)
第13回	学校教育相談の実際(3) 不登校・いじめなど	(講義・事例検討)
第14回	進路相談・学校教育相談における今日的課題	(講義・事例検討)
「まとめ」		
第15回	授業のまとめ	

授業を実際に行う際には、以下の点について留意して展開した。

- ・学校教育相談のイメージを持たせ、理解を深めるために、可能な限り筆者が関わった関連事例を提示し、説明をした。
- ・事例検討では授業内容に即した架空事例を提示し、意見交換や話し合いの時間を設けた。
- ・事例検討は、5～6人で1グループを作り、常に同じグループで行わせた。
- ・事例検討から各グループで出された意見についての全体での共有を図った。
- ・実技はカウンセリングに関する内容の時に主として実施した。二人一組となって、聞く態度やうなづき等の有無の比較、傾聴技法の練習、開発的・予防的カウンセリングの実技として大集団でも可能な実践例を提示し、実際に座席等を移動させた活動等も試みた。

IV. 学生の理解と評価

授業最終回に「学校教育相談論について理解できたことを述べて下さい」という文言を記した用紙を配付し、自由記述による調査を行った。その内容を分析した結果は以下の通りである。カッコ内の数は記述された内容数であり、併せてその記述内容例を抽出し記載した。

1. 全体に関わる内容

講義 (54)

- ・講義を通して一番感じたのは、今まで生徒の目線でしかみれていなかったということである。これから教育者になるにあたって少し違った目線から物事を捉えることが大切である。
- ・学校教育相談があるから学校が成り立っているということを理解することができました。
- ・学校の教育と聞くと、勉強を教えて成績を上げてもらったり、部活で成績をあげたりというイメージが強く有る。でもそれだけではなない。対人関係、日常生活・・・教えて育むことはそう楽ではないと思いました。

事例検討 (39)

- ・グループワークでいろいろな問題を抱えた児童生徒について考える中で、他のグループの意見なども聞き、いろいろな理解の仕方あることに気づいた。
- ・たくさんの事例検討を通して、物事を客観的に見て考える力を得られたと思う。また、これまでの自分の主観的な人生の中では得られなかった、周りの人を見ることによる視野の広がりを感じることができた。

その他 (3)

- ・辛い経験をしている児童生徒の心の支えになることが私の理想の教師像であったが、私のこの思いは抽象的であり、この講義を通して、いろいろな具体例を知り、少しは具体的なことも考えられるようになったのではないかと思う。

2. 授業毎の内容

「学校教育における教育相談の基礎的知識の理解」

第1回 ガイダンス・学校教育相談とは何か (15)

- ・学校教育相談はカウンセラーなど、専門家がするものだと思っていた。教師がするものだときき、自分にはできるのか不安になった。教師になるには、いろいろな知識が必要であると思う。
- ・学校教育相談と言っても、相談の内容は様々である。学習に関する内容であったり、友人関係に関する内容であったり、相談者によってそれぞれ違う。そういった相談に対して適切な対応をしていくことが学校教育相談において重要であることを学んだ。

第2回 学校教育相談の意義と特徴 (39)

- ・今の学校のデータや実際に行った相談の話などを聴いて、「本当にそんなものがあるのか」というような気持ちを抱くものが多くあった。それと同時にこんなにも無知な状態で子どもの相談にのってしまったはいけないなと思った。

「児童生徒の理解」

第3回 学校における子ども理解の在り方 (21)

- ・支援する側が子どものことを第一に考え、心理状態をよく把握すること。

第4回 学校における子ども理解の方法 (15)

- ・教育相談をする上で、子どもとの対話の内容だけで教育相談をするのではなく、親や友だち、担任の教師や他の教師などに様子を聞いたり、性格を聞いたりして様々な人の支えや情報があって教育相談は行われ、それによって救われていく子どもや保護者、教師がいるのだと感じた。

第5回 子どものストレスと対処 (9)

- ・ストレスには良いストレスと悪いストレスのあるということがわかった。生きるうえでは様々なことがストレスとしてかかってくるので、悪いストレスによってもたらされる悪い影響がないように心がけて行かなくてはならない。

「カウンセリングの基礎知識及び技法の理解」

第6回 カウンセリングの基礎理論 (0)

- ・記述された内容はありませんでした。

第7回 カウンセリングのプロセス (9)

- ・これまでカウンセリングとして考えていたことは、相談者の悩みに対してアドバイスをするという形でしたが、そうではなくて、カウンセリングにもプロセスがあり、カウンセラーが全ての答えを出すのではなく、相談者自身が自分で答えを出させる形です、ということを知りました。

第8回 カウンセリングの技法 (96)

- ・一番印象に残っているのは、ペアの人と向き合って話をする側と聞く側に分かれて評価的なことをした授業です。話の聴き方で、目を見る、うなづく、同意しながら聴く、ということがありました。そういう風にするると話す方としては、とても話しやすいというのがあり、実際にやってみてそうだったので、普段はあまりそういうことを意識していなかったが、そうすると良い印象を与えられるんだ、ということが理解できたし、その活動を通してもし子どもの話を聞

くという立場になった場合には、そういうことをすれば、あまり話をしない子どもでも、そういう子どもたちの心の支えとしえ相談にのってあげれるのではないかと思った。

- ・聴き方一つで、本当に印象が変わってしまうんだということを実感した。
- ・今までは相談を受けたり、相談したりすることに関してもあまり詳しいことは気にせずに行っていたが、実際にどのようにして聞いてもらえたら相談者は嬉しいのか、その相談に対しての受け答え方など、自分の近くの人とやってみることでより理解することができた。

第9回 開発的・予防的カウンセリング (6)

- ・「一言もしゃべらずに同じ月の誕生日でグループを作ること」という活動で、そこで初めて話したりする人もいた。このようなちょっとしたことでコミュニケーションをとったりすることができることも学んだ。

「児童生徒の諸問題に対する予防・対処方法等の理解」

第10回 コンサルテーションの基礎 (30)

- ・子どもの悩みなどに一つの機関で対応するには、時として限界がある。そうした時に、「支援に協力してくれる存在」「支援者の相談にのってくれる存在」があることの意味は大きく、それによって支援がより充実したものとなり、よりよい対処ができるようになる。複数機関の連携がとても重要であることが理解でした。
- ・教師、保護者でも児童生徒の対応に困ったときには、他の関係者に相談したりすることも学校教育相談であることを知り、教師になって困ったときにも、一人で悩まずに、わからないことがあったら、相談してもいいことが分かった。

第11回 学校教育相談の実際 (1) 集団不応 (0)

- ・記述された内容がありませんでした。

第12回 学校教育相談の実際 (2) 発達障害 (21)

- ・障害を持つ児童生徒の指導はその他の児童生徒への指導とは異なることをしなければならないことがあります。障害の特性を理解してかかわることが必要であることが分かりました。

第13回 学校教育相談の実際 (3) 不登校・いじめなど (39)

- ・これまで生徒側からみた立場で様々な問題を見ていました。だからどっちの立場につくのか、自分がいじめられたくないから何も言えない。解決策を考えると言うよりは、どうやって自分を守るのかを考えていたことの方が多いと思います。今回、教師の立場として考えたときに、いじている側の立場、いじめられている立場、両方の事を考えていかなければなりません。

第14回 進路相談・学校教育相談における今日的課題 (0)

- ・記述された内容がありませんでした。

V. 考察

受講学生の記述の中で、全体に関わる内容では、講義を通して、教育者の立場で学校教育相談を考え、児童生徒の理解や問題を捉えるという、意識の変化についての内容の記述が散見された。グループワークとして授業の中で9回実施した事例検討についても、全授業を通して理解できたことについて多く記述されていた。事例検討では、5～6人を1グループとし、自身が相談を受ける立場になり様々な事例について話し合うことを行わせた。そして各グループで出された意見については、次回の授業の始めに全グループの意見を全体に提示し、代表グループに話し合いの内容の説明をしてもらうなど、受講学生全員で意見の共有を図った。このような授業から、例えば、「児童生徒の多様な理解の仕方のあることがわかり、視野が広がった」などの記述が多く見られた。

授業毎の理解では、「カウンセリング技法」の理解が最も多く、約6割の学生が記述していた。その授業では話を聞く態度（腕組みをする、うなづく等）や、「共感」「受容」「繰り返し」といった傾聴に関する技法の実技練習を行った内容であった。実際に行ってみる事で、話の聴き方の大切さ、児童生徒の話に耳をかたむけることの大切さを理解したこと等が記されていた。また、その理解の発展から、学校教育相相談では「話を聞くこと」が重要であるという考えに至ったという内容も見られた。その他、「学校教育相談の意義と特徴」「学校教育相談の実際(3)不登校・いじめなど」の内容についても約2割の受講学生に記述があった。「学校教育相談の意義と特徴」では、現在の学校教育上の問題として考えられるいじめ、不登校、虐待、自殺、虐待などの統計データを提示した。このような客観的な資料から、それまで何となく理解していた教育上の諸問題がはっきりと理解できたこと、そしてそれに対する学校教育相談の意義の理解に繋がったことなどの記述がみられた。一般的に当然のように理解していると思われる内容であっても、実は詳細についてはあまり理解できていないこともある。受講学生にとって近年の教育上の問題がそれであった。「学校教育相談の実際(3)不登校・いじめなど」では、記述の多くから、いじめや不登校の構造や対応方法を講義で伝えた内容について、これまで児童生徒側で見ていた問題を教師の立場でかかわることの意識の変化などが読み取れた。いじめや不登校の問題は、比較的身近であり、何らかの形でいじめの構造の中に巻き込まれていた学生が、自身を振り返り、教育相談としてどうかかわったらいいかについて考えた内容なども散見された。

VI. まとめ

本稿では、教師を目指す学生たちに、基礎的な知識や技能を伝え、教職を意識したつまり教職を意識した学校教育相談について考えるための「学校教育相談論」の授業の展開について、筆者自身の行った授業の振り返りを通して考察を行った。受講学生の記述等から、事例検討やその意見の共有、実技の実施、客観的なデータの提示等の内容を講義で展開したことによって、多くの学生が教師という立場から学校教育相談について考えるようになったこと、自身の視野が広がったことを感じていることなどが示された。単に知識を伝える「講義」のみではなく、授業の中に「実技」「事例検討」を取り入れ、疑似的ではあるが学校教育相談の「体験」ができる場面を設定したことによって、多くの学生が教職を意識して学校教育相談について考える機会が得られたと推測される。このように、少し遠回りではあるが、教育経験のほとんどない学生に教職を意識させ、教育相談の知識や重要性を伝えるためには、授業を様々な方法で構成し、展開することが大切であると考えられる。

文献

- 1) 文部科学省(2007) 児童生徒の教育相談の充実について－生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり－(報告). 教育相談等に関する調査研究協力者会議.